



2024年12月25日

各位

会社名 第一三共株式会社
代表者 代表取締役社長 奥澤 宏幸
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 朝倉 健太郎
TEL 報道関係者の皆様 03-6225-1126
株式市場関係者の皆様 03-6225-1125

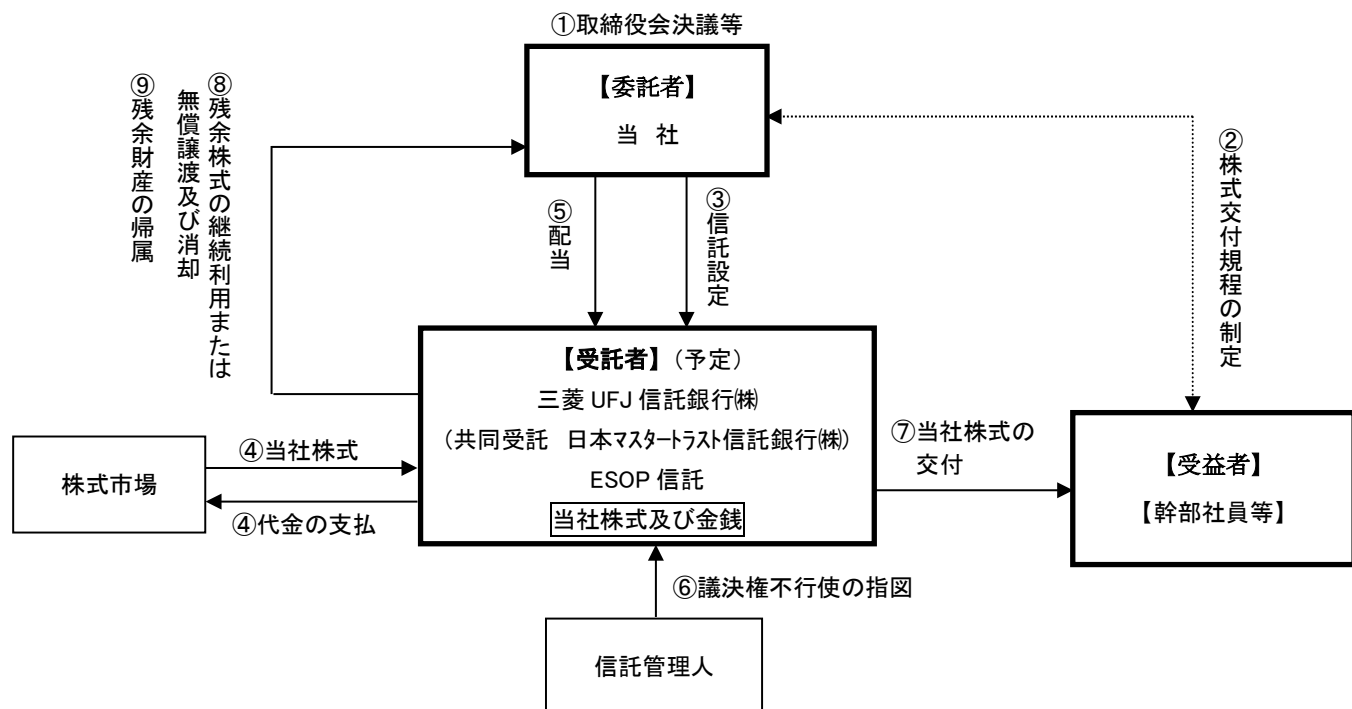
当社及び当社国内子会社の幹部社員に対する信託型株式付与制度の導入のお知らせ

第一三共株式会社(本社:東京都中央区、以下「当社」)は、本日開催の取締役会において、当社及び当社国内子会社の一部の幹部社員(以下「幹部社員等」)を対象として、新たなインセンティブ・プランとして、信託型株式付与制度(以下「本制度」)の導入を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等
 - (1) 当社は、幹部社員等への中長期的な企業価値向上に対する動機付けとインセンティブ付与等を主たる目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考にした株式付与ESOP信託(以下「ESOP 信託」)の仕組みを採用しており、幹部社員等の等級等に応じて当社株式を幹部社員等に交付します。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して取締役会の決議等必要な手続きを行います。
- ② 当社および当社国内子会社は、各社の取締役会等において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、受益者要件を充足する幹部社員等を受益者とするESOP信託（以下「本信託」）を設定し、毎年の一定時期に一定の金銭を受託者に信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を毎年の一定時期に株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、等級等に応じて、幹部社員等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす幹部社員等に対して、ポイント付与から一定期間経過後に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式について交付が行われます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度もしくはこれと同種の株式交付制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、一定の受益者要件を満たす幹部社員等に対して分配された後、残額を当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する幹部社員等への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了いたします。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。また、当社と当社国内子会社は各社の対象人数等に応じて信託金相当額を拠出します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 幹部社員等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 幹部社員等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年5月27日(予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年5月27日(予定)～2029年8月31日(予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年5月27日(予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 合計15.7億円(予定)
※⑬株式の取得時期に応じて年度ごとに信託金を拠出 |
| ⑬ 株式の取得時期 | 下記の各期間、金額にて株式取得を実施
① 2026年度 4.8億円(予定)
2026年6月1日(予定)～2026年6月5日(予定)
② 2027年度 5.2億円(予定)
2027年6月1日(予定)～2027年6月7日(予定)
③ 2028年度 5.6億円(予定)
2028年6月1日(予定)～2028年6月7日(予定)
(なお、決算期(四半期決算期を含む)末日以前の5 営業日から決算期
末日までを除く) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得
資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |

(注)上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上